

処遇改善要素について

1 補助制度の概要について

令和6年度を基準年度として、処遇改善要素の対象となる支払賃金総額（※）が前年度を下回らないことに加え、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げによる賃金改善の取組みを行う私立幼稚園に対して補助を行う。

（※）処遇改善要素の対象となる支払賃金総額

基本給＋毎月支払われる手当の総額（賞与、残業代、通勤手当は除く）。

2 補助対象要件

●対象者（補助対象教職員）

幼稚園に勤務する教職員（非常勤を含み、当該幼稚園の園長、預かり保育や未就園児クラス等のみ従事する教職員を除く。）

●対象園

以下の要件を満たしていること。（下線部は令和7年度より変更となった点）

①支払賃金総額（※）が前年度の水準を下回らないことに加えて、以下の水準を満たすこと。

・賃金改善を交付金事業または当該事業で令和7年3月末までに実施している場合

→ 継続分の水準を維持していること。

・令和7年度から新たに賃金改善に取り組む場合

→ $R7 \text{ 支払賃金額} - R6 \text{ 支払賃金額} \geq \text{改善総額}$

②本事業による賃金改善に係る計画の具体的な内容を教職員に周知していること。

③本事業による補助額は、教職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

④本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図ること。

⑤給与改善が一時的なものでなく後年度にわたり効果が及ぶものであること、あるいは後年度においても同等の措置を行う意思決定等がなされていること。

⑥令和7年度の賃金に関する規程について、令和6年人事委員会勧告等を受けた引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと（該当がある場合に限る）。

●実績確認

実績については、令和8年4月に報告を求める大阪府私立幼稚園経常費補助金実績報告書の提出の際に提出すること（報告様式は別途提示します）。

●給与改善方法

支払賃金総額の増額。

3 配分

2の要件を満たす幼稚園の補助対象教員数に対し、補助単価を乗じた額を配分する。

※補助単価は、配分基準において示す額とする。

※職員は配分の対象外となる。ただし、充当確認の経費に含めることは可能。

4 留意事項

- 幼稚園ごとに作成のうえ、提出すること。
- 令和7年11月12日（水）【必着】までに提出すること。
- 提出方法は通知を確認すること。
- 実績報告において、補助対象要件を満たさないことが確認された場合、補助金の返還対象とする。